



宮城県管内図（「竣工認定
調書（昭和19～22年）」
【S22－75】）

太平洋戦争後、連合国軍最高司令官の指令によって全国の主要都市をむすぶ国道を中心に道路整備が行われました。図は、昭和22年（1947）に補修、改良した道路や橋梁を表しており、拡大図の茶色の線は砂利道、緑色の線は舗装道の補修箇所を示しています。



公文書レポート①

進駐軍の駐留と統治

—宮城県の事例—

公文書レポート②

宮城の気象観測施設
と観測者たち

知っ得！情報

公文書レポート①

進駐軍の駐留と統治—宮城県の事例—

専門調査員 熊坂 大佑

昭和20年(1945)8月。日本は、連合軍側が提示したポツダム宣言を受諾し、9月2日に連合軍との間で降伏文書に調印し、およそ4年近く続いた太平洋戦争が終結しました。また、日本は、同宣言の第7項によって連合軍の統治を受け入れることになりました。

8月30日、連合軍最高司令官(兼米太平洋陸軍司令官)ダグラス・マッカーサーが神奈川県厚木の旧海軍飛行場に降り立ち、皇居近くの旧第一生命館に最高司令官総司令部(GHQ)の本部を置いたことは有名ですが、全国の地方都市では、連合軍の政策をくまなく実行するために、GHQ指揮下の米第8軍が東日本、米第6軍が西日本の主要都市に駐留(その後は東西とも第8軍)しました。

1 宮城県における進駐軍の駐留

宮城県には、米第8軍第14軍団(以下「進駐軍」とします。)がはじめ松島に仮の駐留をした後、仙台などに移りました。この駐留にあたって、宮城県にはどのような対応が求められたのでしょうか。昭和20年(1945)の「知事事務引継書(20.10更迭)【S20-2016】は、知事の交代に際して作成された県各部局の事務内容などを記録した引継文書ですが、連合軍関係を担当した当時の内政部人事課の章をみると、当初、進駐軍が松島に駐留したため、松島に「臨時連絡所」を設置し「警官、通訳者 連絡員等多数派遣」したことがわかります。その後、進駐軍司令部は「仙台市北一番丁簡易保険局」へと移ったため、松島の「臨時連絡所」は短期間で閉鎖となりました。また、旧陸軍原町造兵廠ぞうへいしょうと旧海軍多賀城造兵廠には進駐軍の部隊が派遣されました。進駐軍司令部の移転に際しては、保険局の職員や書類を別の場所に移さざるを得ず、その避難先に市内の各学校をあてたことが同じ「知事事務引継書」の教務課の章に記録されています。

日本政府は、GHQとの連絡窓口として終戦連絡中央事務局(以下「中央事務局」とします。)を設置しましたが、宮城県もそれにあたる組織として知事を本部長とする「渉外事務処理本部」と、実務を担当する「連絡室」を設置しました。この「連絡室」が、進駐軍の要求に関する県内各所との連絡調整を担いました。また、進駐軍司令部内に連絡要員として通訳者などを派遣したことが記録されています。ちなみに、中央事務局は下部組織として地方の主な都市に地方事務局を設置しており、仙台には東北地区を管轄する仙台事務局(後の「東北事務局」)が設置されました。

2 時として憲法をしのぐ力をもった SCAPIN

終戦後、GHQによる統治を受け入れた日本においては、昭和27年(1952)4月にサンフランシスコ平和条約が発効し主権を回復するまでの間、連合軍最高司令官(SCAP、以下「最高司令官」とします。)の日本政府に対する指令(SCAPIN: SCAP Index Number)

が日本の憲法をも超えた法的性格を有していました。これを受けて日本政府は、勅令「「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」（「「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ヲ定ム」昭和20年9月20日、国立公文書館蔵。いわゆる「ポツダム緊急勅令」）を公布することで最高司令官の指令内容を実行に移しました。この勅令は、議会での審議を必要とする法律に基づくことなく、最高司令官の指令に基づいて勅令などを出すことを可能とし、あわせて、法律でないにもかかわらず懲役刑や禁固刑といった罰則規定を設けることを可能としました。結果的にSCAPINは、当時の日本にあっては強い法的な強制力と実行力があつたのです。なお、日本政府は、GHQの要求に速やかに応えられなかった場合、GHQからの軍事力といった「直接強権力行使ヲ招来スルヤヲ憂慮」（勅令案「説明要旨」）し、その「行使ヲ防止」することを念頭にポツダム緊急勅令を公布したのでした。

「日本政府宛覚書（昭和21～22年）」【S22－36】は、GHQより中央事務局を經由して仙台地方事務局から宮城県の内政部渉外課が受け取ったSCAPINをまとめたものです。昭和21年（1946）2月23日付SCAPIN-614-A（「SCAPIN-A」とは、GHQの基本政策であるSCAPINを実際に行うための行政的（Administrative）指令、あるいは補助的な指示を指します。）から翌22年4月22日付SCAPIN-3662-Aまでのおよそ250件を収録しています。

SCAPINは、先述のような重要さから、当時、中央事務局を通して全国の都道府県が受け取っていた文書だと考えられます。しかし、現在、都道府県が設置した公文書館において同様の簿冊を収蔵しているのは、当館を含めてごく一部に限られるようです。

3 GHQからの要求—道路整備と除雪—

戦前の日本政府の陸上における交通政策は、もっぱら鉄道輸送を重視する方針をとっていました。戦後、GHQはこの方針を見直し、経済性や効率性を考えて道路輸送にも注力する方針へと転換させました。しかし、開戦から全国において道路や橋梁の補修、改良事業は中断していた上、当然、戦争による被害を受けていたことから、まずは道路の整備が喫緊の課題でした（このほか、自動車や燃料の不足という問題もありました。）。

「土木、内務省報告関係」【S22－26】には、道路整備についての内務省からの指示とそれに関する宮城県が作成した整備事業計画などの文書が綴られています。それをみると、昭和22年（1947）4月、内務省はGHQより仙台～新潟間と仙台～酒田間の道路整備の要望を受けて、宮城県に対し整備事業計画の提出を指示したことがわかります。また、この簿冊からは、宮城県が指示を受け

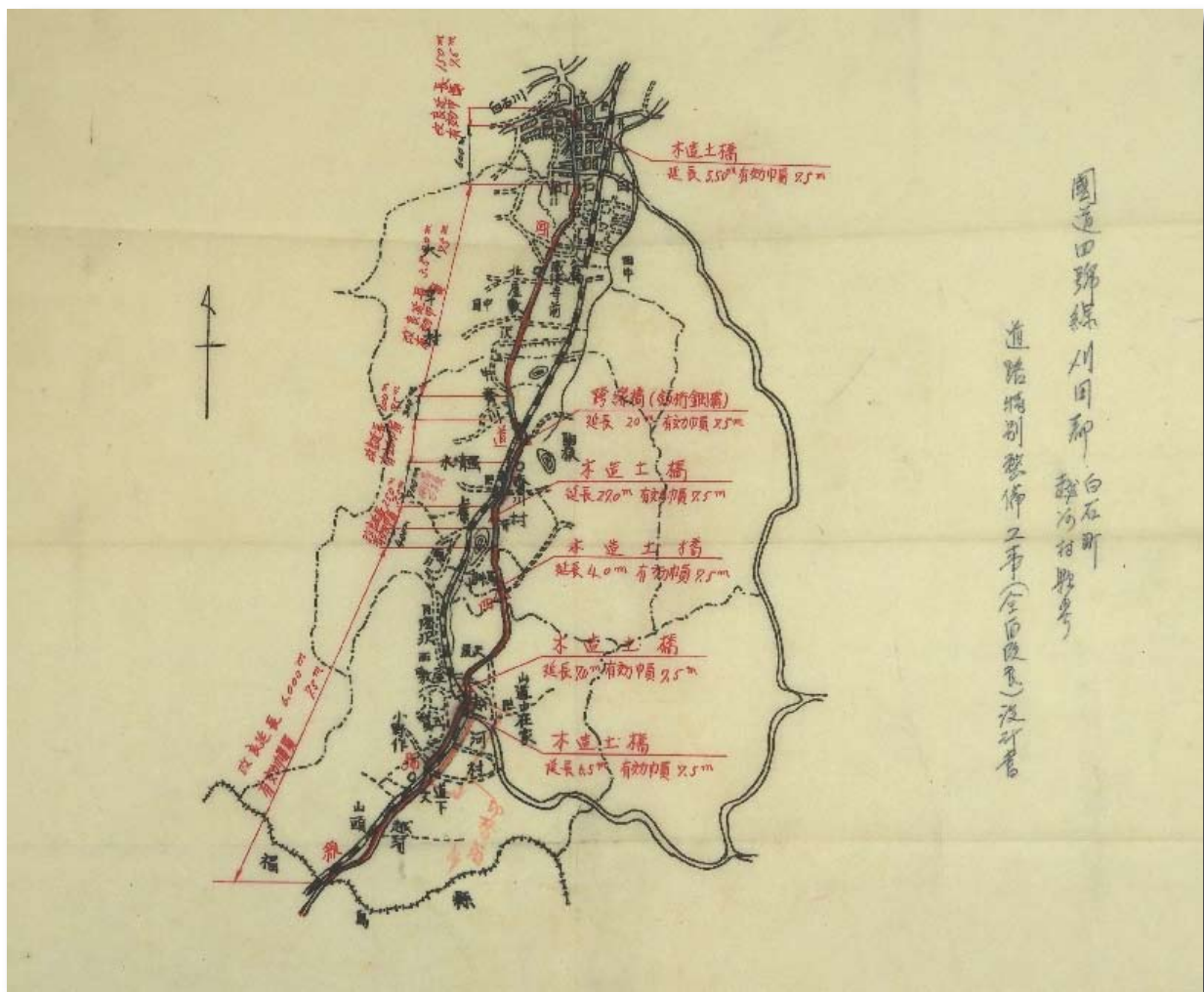


「日本政府宛覚書綴 渉外課」表紙
【S22－36】

て作成した工費内訳書や事業箇所図を見ることができます。

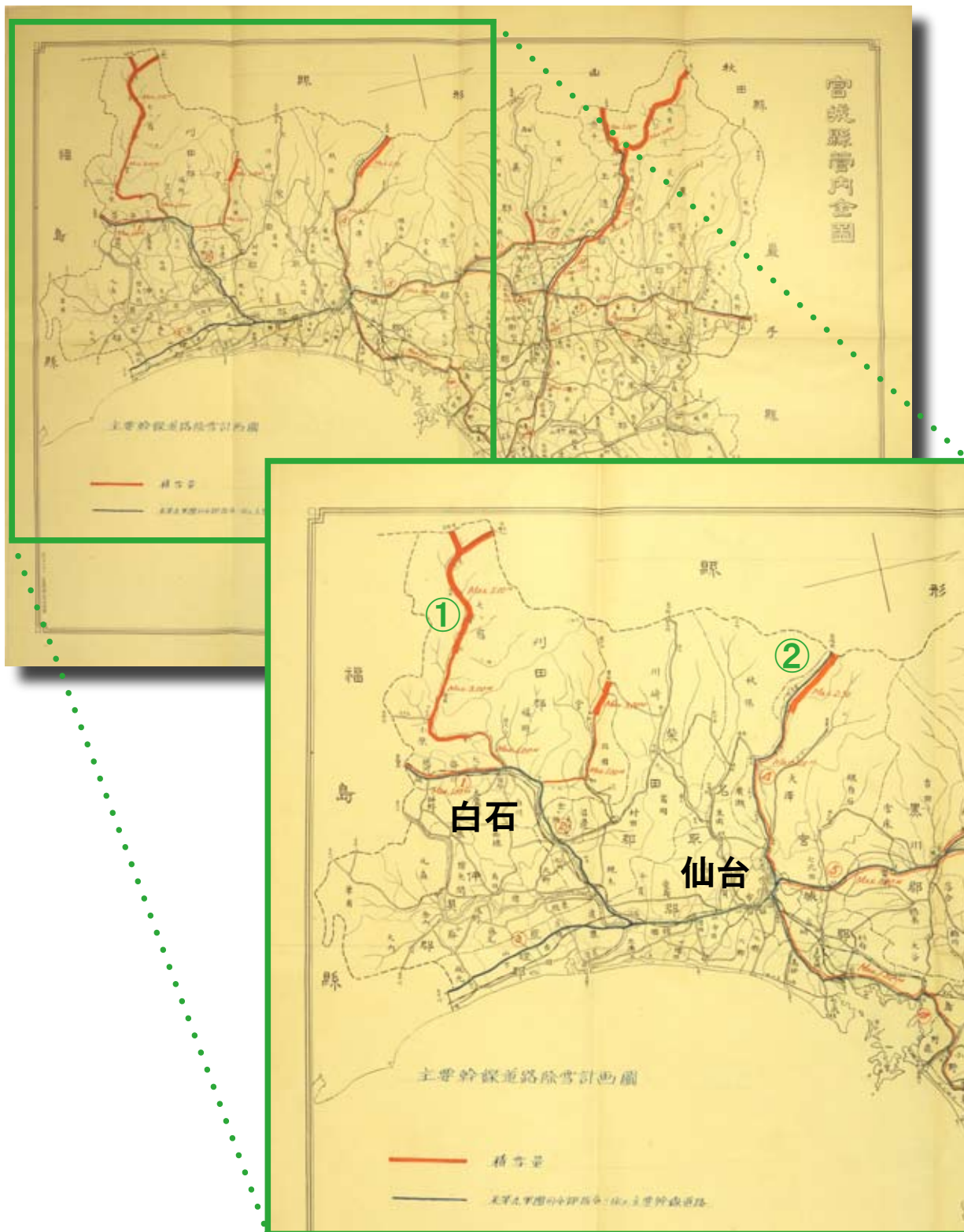
また、道路の除雪についても GHQ からの指示によって行われた様子が同じ簿冊からうかがえます。GHQ から「重要道路」の除雪を行うよう中央事務局経由で指示を受けた政府は、昭和 23 年（1948）1 月、建設院から宮城県に対し除雪の実施計画の提出を求めました。この実施計画に関する文書も同じ綴られています。「米軍指令主要幹線道路除雪基本対策要綱」は、全 4 項のうち第 3 項までが地元自治体と連絡・協力することや除雪の方法を規定していますが、第 4 項には「指令主要幹線道路中、特に積雪甚だしく、除雪困難なる場合は^{原文ママ}道路課と連絡の上、米軍政府の援助を依頼すること」とあります。

終戦後から昭和 22 年（1947）までは、戦前に引き続いて道路法（大正 8 年制定）に基づき道府県などが国道といった主要幹線道路の整備を行っていました。しかし、戦後の資金・資材の不足や物価の急騰によって整備が思うように進まないことから、GHQ は昭和 23 年（1948）、道路整備・修繕 5 カ年計画（SCAPIN-1943）を示して政府が直接整備することを要求しました。これを受けて政府は、建設省が国費をもって直接整備、または地方自治体に費用補助できるように法整備し（「道路の修繕に関する法律」昭和 23 年 12 月 29 日、国立公文書館蔵）、以降、政府が主体となって道路整備を進めていくのでした。



道路特別整備工事（全面改良）設計書【S22 - 26】

旧国道 4 号線白石町（上）から越河村（下）間の、道路の改良や橋梁の設置（鉸桁鋼橋、木造土橋）箇所を赤で示しています。



主要幹線道路除雪計画図【S22 - 26】

青い線は、進駐軍から主要幹線道路と指令された道路を示しています。また、赤い線は道路の積雪量を示し、太さによって最大積雪量（1～5メートル）を表しています。なお、①が七ヶ宿を経由する仙台～新潟間の路線、②が関山峠を越え山形を経由する仙台～酒田間の路線です。

公文書レポート②

宮城の気象観測施設と観測者たち

専門調査員 松岡 祐也

本年度、公文書館では「県立測候所物語—近代宮城の気象観測と災害—」と題して、明治20年（1887）から約50年間宮城県に存在した県営の測候所に関する企画展を開催しました。企画展では県立測候所の歴史や活動、県内に存在した気象関連の施設について紹介しました。ここでは、展示で詳しく紹介できなかった県立測候所附属の気象観測施設について見ていきたいと思います。なお、『宮城県公文書館だより』第37号には、宮城県での気象予報の始まりに関する記事がありますので、こちらもぜひご覧下さい。

明治39年（1906）、宮城県は「気候観測所規程」を定めました（「宮城県布令類纂一全、1月～12月 知事官房」【M39－77】）。この規程によって、宮城県管内の気象を観測するために、県内6ヶ所の学校（郡立刈田中学校、郡立亘理蚕業学校、県立農学校、郡立遠田郡甲種農学校、郡立栗原農学校、郡立本吉水産学校）内に気候観測所が設置されました。気候観測所には主任や補助が置かれ、主任は気圧や気温、湿度等を毎日測定し、補助は主任の事務を助けていました。

気象観測を行う施設には雨量気温観測所という施設もあり、この観測所も学校内に設置されました。「気候観測所規定」が大正9年（1920）に改正された際、気候観測所を設置する学校と雨量気温観測所を設置する学校が並んで記されました（「宮城県公報 リールNo.26 大正9年度」【T9－2025】）。ここから、雨量気温観測所は気候観測所の一種とされたことがわかります。雨量気温観測所には、気象観測を行う観測員が置かれました。

気候観測所や雨量気温観測所で気象観測に従事した主任・補助や観測員には、どのような人が任命されたのでしょうか。明治41年（1908）に気候観測所・雨量気温観測所が設置されていた学校の校長宛に出された訓令には、次のように記載されています（『宮城県石巻測候所要覧』1910年、国立国会図書館蔵）。

（訓令乙第146号、抜粋）

気象観測所主任及補助嘱託並ニ解嘱ノ件左ノ条件ニ依リ委任候条其報執行ヲ為シタルトキハ直ニ其職氏名及月日等ヲ測候所長ヲ經由シ当庁ニ報告ス可シ

明治四十一年六月三日 宮城県知事 亀井英三郎

- 一、観測所主任ハ教諭若クハ助教諭ニ嘱託スルコト
- 二、補助ハ教諭助教諭若クハ書記助手ニ嘱託スルコト

（訓令乙第147号、抜粋）

雨量観測員嘱託並ニ解嘱ノ件左ノ条件ヲ以テ委任候条執行ヲナシタルトキハ其職氏名及月日等ヲ測候所長ヲ經由シテ当庁ニ報ス可シ

明治四十一年六月三日 宮城県知事 亀井英三郎

- 一、観測員ハ訓導ニ嘱託スルコト

気候観測所の主任は「教諭」か「助教諭」、補助は「教諭」、「助教諭」または「書記」、「助手」に、また雨量気温観測所の観測員は「訓導」に嘱託することとされていました。「教諭」とは旧制中等学校の正規の教員を、「訓導」とは旧制小学校の正規の教員のことです。このことから、明治時代末頃の気象観測は学校の教員が行っていたことが分かります。

昭和2年（1927）に「気候観測所規程」が廃止され、新たに「気象観測所規程」が定められました（「農商工・農務・穀物検査所」【S2－90】）。この新しい規程には、気象観測所が気候観測所と雨量観測所から成る旨が記されています。雨量観測所は雨量に関する観測のみを行ったのに対して、気候観測所は気温や気圧、風向といったすべての気象観測を行いました。

昭和2年の時点で県内には気候観測所が13ヶ所、雨量観測所が18ヶ所設置されました。設置場所は、小学校や県営の発電所があり、このほかに「個人ニテ雨量観測所ニ依頼サレタル」施設も存在したようです（「農商工・農務・穀物検査所」【S2－90】）。

	小学校	農学校 ・農林学校	県の施設 (農事試験場等)	県営発電所	個人依頼	計	昭和2年当時の 気象観測所の設置 場所と設置数
気候観測所	6	3	3	1	0	13	
雨量観測所	12	1	0	2	3	18	

昭和2年の訓令乙第64号には、観測所に指定された「学校ノ長ハ其ノ職員中ヨリ観測主任ヲ定メ」と記されていますので（「農商工・農務・穀物検査所」【S2－90】）、学校内に置かれた観測所では、教員が気象観測を行う体制が続いていたことが分かります。

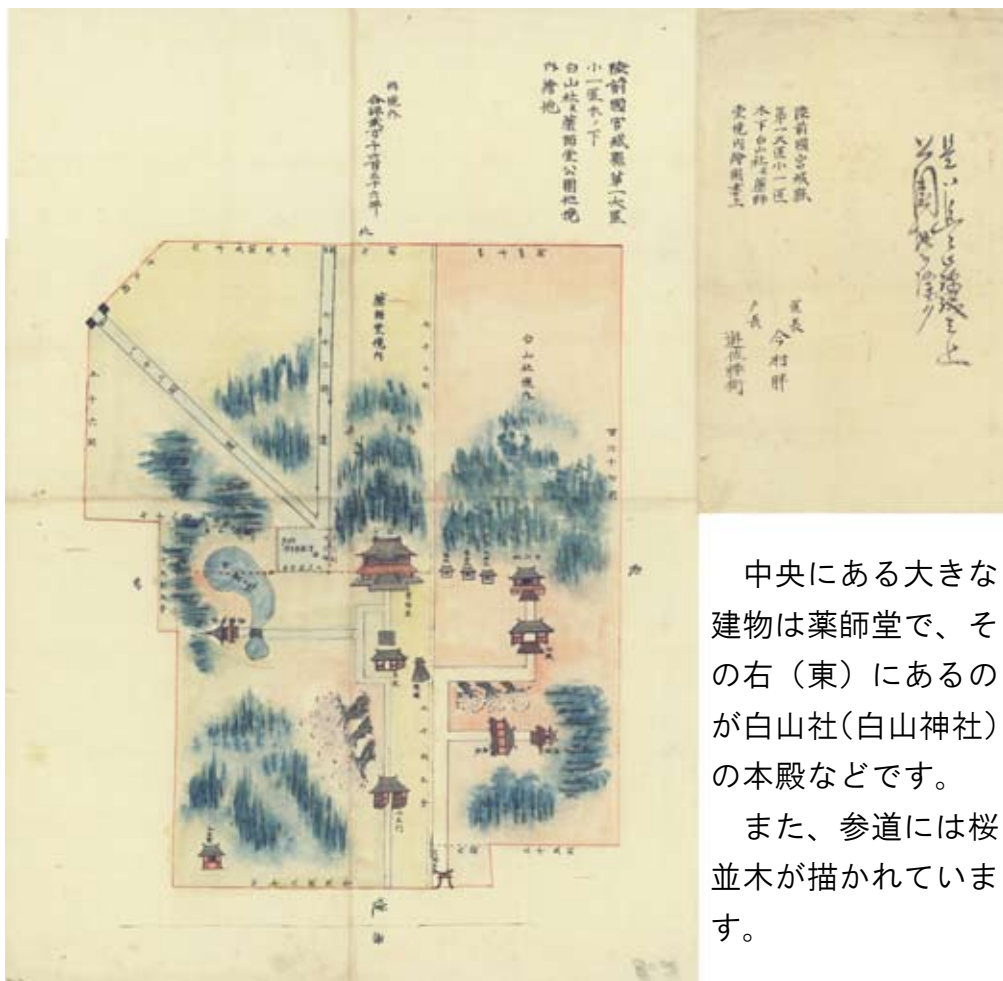
これらの観測所のうち、小学校、個人、県営発電所に設置された観測所に対しては、手当金が支給されていました。昭和2年に宮城県石巻測候所長の濱島仙治郎^{はましませんじろう}が内務課長宛に提出した文書（「農商工・農務・穀物検査所」【S2－90】）によれば、気候観測所は年34円、雨量観測所は年20円、個人に観測を依頼している雨量観測所は年20円（自動で記録する観測機器を備えている場合は年25円）と、手当金額が示されています。気候観測所のほうが雨量観測所よりも観測する内容が多い分、手当金も多かったようです。一方で、観測所の設置された宮城県の施設でも、農学校・農林学校・農事試験場・水産講習所は無給とされています。

宮城県石巻測候所では、各観測所での気象観測の方法や報告手順をまとめた「管内気象観測報告細則」を作成し、第1章として「観測者の心得」を掲げています（「農商工・農務・穀物検査所」【S2－90】）。そこには、気象観測の成果は「諸学者の研究上他に得難き大^{えがた}切なる資料」であるだけでなく、「農工商、治水、運輸、交通、衛生、教育、軍事を始め、百般事業に直接間接の利用」があること、また数年にわたる観測記録は「普く世間に引見^{あまね}活用」され、新しい観測成果は「特に尚ぶべき価値あるもの」と記されています。そして、「観測に当るの士は其効績^{たつと}の軽からざるだけ、其責任の重きに充分留意」し、誤測や欠測等がないよう注意することと記されています。

この心得からは、気象観測は社会へ多大な貢献を果たしているという、測候所職員の意識を垣間見ることができます。気象観測に従事した人々は、社会に対する責任を感じながら、日々気象観測を行っていたのです。

◆ デジタルデータの頒布 ◆

絵図面のデジタル画像データの頒布を行っております。
CD-R 焼付のみでの頒布となります（1枚につき5点まで 1枚40円）。
令和2年（2020）4月から利用可能なデータが61件増えて、
1,347件になります。ふるってご活用下さい。



白山社並びに薬師堂境内絵図 【V—288】

中央にある大きな建物は薬師堂で、その右（東）にあるのが白山社（白山神社）の本殿などです。

また、参道には桜並木が描かれています。

宮城県公文書館だより 第39号
令和2年（2020）3月21日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒981-3205 宮城県仙台市泉区紫山1-1-1

電話 022 (341) 3231 Fax 022 (341) 3233

e-mail koubun@pref.miyagi.lg.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

